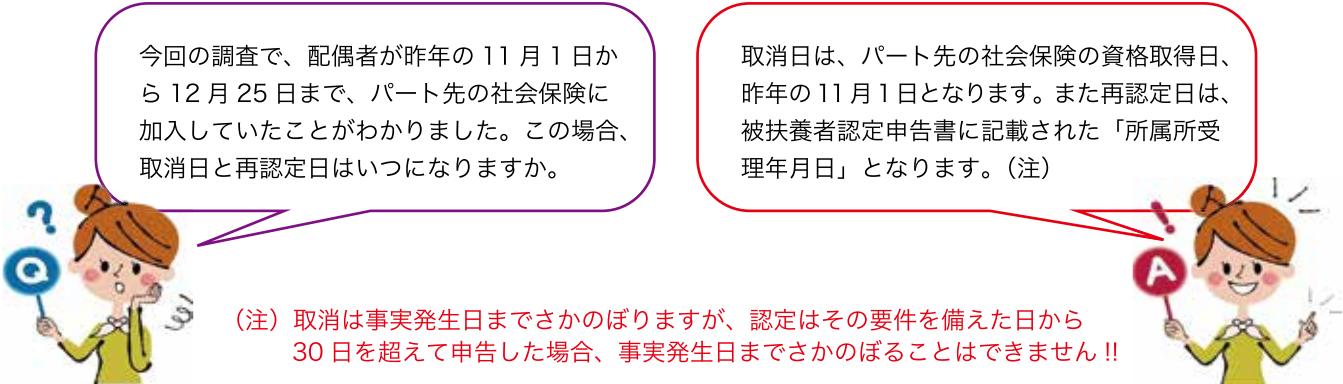




その他チェックポイント

- 雇用保険を受給している方
- 給与所得以外の所得がある方
(営業・不動産・農業所得等)

日額3,612円以上の雇用保険を受給する場合は、支給期間初日で取消となります。
社会通念上必要と認められる経費を総収入から控除した額を収入とします。
※税法上の必要経費とは一致しませんので、詳しくは共済組合にご確認ください。



医療費について

取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただことになります。
長い期間をさかのぼっての取消になると、医療費の返還額が高額になることもありますので、認定要件を欠く事実が生じた場合は速やかに取消の手続きをお願いします。

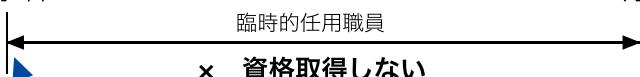
令和4年10月からの共済制度改正に伴う任用職員等の適用範囲拡大に係るQ&A

Q1 「2月以内の雇用期間を定めて任用される者」は、共済組合の適用にならないが、どのような職員が該当になりますか。

A1 今回適用拡大された、会計年度任用職員(パートタイム)、会計年度任用職員(12月末満フルタイム)のほか、従来、任用と同時に共済組合の適用となっていた、任期付職員、臨時の任用職員、再任用職員も、今回の改正により、2月を超える任用期間が適用条件となります。

「2月以内の雇用期間を定めて任用される者」は組合員なりません。

11月1日 12月15日

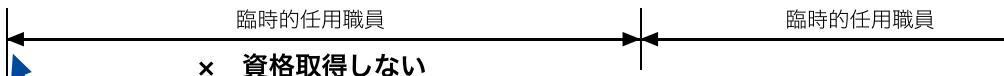


11月1日時点では、12月16日以降に、引き続き任用されることはない。

Q2 当初、2月以内の雇用期間であったが、2月を超えて引き続き任用されることになった場合、共済組合の適用はいつからになりますか。

A2 「2月以内の雇用期間を超えて引き続き任用される者」は、「引き続き任用される者」に該当した時点から、組合員となります。

11月1日 12月15日



11月1日時点では、12月16日以降に、引き続き任用されることはない。

組合員

資格取得日(引き続き任用された時点から資格取得 [辞令発令月日])



共済給付・年金グループ短期給付担当 017-734-9913